様式第3号(第7条関係)

住民票の適正な申告について(勧告)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　色　麻　町　長

　あなたの届出ている住民票の住所は、｢色麻町

　　｣ですが、このたび住民基本台帳法に基づく確認調査を行ったところ、上記の住所地にあなたは居住していないことが判明しました。

　住民票の住所は、住民の居住関係を公に証明する台帳です。住民票は実際に住んでいる住所地に置かなくてはなりません。適正に申告されますよう勧告いたします。

　　　　　年　　月　　日までに適正な異動届を提出されない場合は、法に基づき職権で住民票を消除することになります。住民票が職権で消除されますと、住民としての行政サービスを受けることができなくなるとともに、そのまま異動届をしないと住所不定となり、あなたの住民としての権利義務にも不利益となりますので、必ず期日までに異動手続きを行ってください。

　町外に居住している方は、郵送による異動届出も行えますので、手続き窓口の色麻町役場町民税務課(電話0229-65-2111内線172)までお問い合わせください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 内容及び根拠 |
| 勧告に至った理由 | (例)　　年度固定資産税滞納催告書が宛所不明により返送され他ことにより、不現住が疑われたことから確認調査を実施し、不現住が判明したことから勧告に至る。 |
| 調査日 | 第1回調査日 |
| 第2回調査日 |
| 調査結果 | (例)規程第6条(○)(○)(○)その他｢　　　　｣により居住していないと判定します。 |
| 調査権 | 市町村長は、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査することができる。(住民基本台帳法第84条第2項) |
| 住民票の職権消除 | 住民票の記載、消除又は記載の修正は、この法律の規程による届出に基づき、又は職権で行うものとする。(法第8条) |
| 届出の義務 | 転居した者は転居した日から14日以内に転居の届出をしなければならない。(法第23条)  転出をする者はあらかじめ転出の届を出さなければならない。(法第24条) |